

リース賃貸資産の償却方法に係る  
旧リース期間定額法の届出書

税務署受付印

		※整理番号				
		※連結グループ整理番号				
平成 年 月 日  税務署長殿		提出法人	(フリガナ)			
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等			
		単連 体結 法親 人法人	納税地	〒	電話( ) -	
			(フリガナ) 代表者氏名			㊟
		代表者住所	〒			
	事業種目			業		
連 結 子 法 人  (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	( 局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期	
	代表者住所	〒			業 種 番 号	
	事業種目				整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。						
記						
資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額			
建 物						
建 物 附 属 設 備						
構 築 物						
船 舶						
航 空 機						
車 両 及 び 運 搬 具						
工 具						
器 具 及 び 備 品						
機 械 及 び 装 置						
( ) 設備						
参 考 事 項	1 採用する事業年度	自 平成 年 月 日				
	2 その他	至 平成 年 月 日				
税 理 士 署 名 押 印		㊟				
※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	

(規格 A 4)

## リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行令第49条の2《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第48条第1項第6号《減価償却資産の償却の方法》に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定して届け出る場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出してください。  
（注）連結法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記入してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている8つの種類）ごと。

ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
  - (4) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第49条の2第3項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。
  - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (6) 「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。
- 4 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。